

阿南中央図書館(仮称)建設工事設計業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月19日

(令和7年6月4日改正)

阿南市教育委員会

目次

1 目的.....	1
2 業務概要.....	1
3 スケジュール.....	1
4 参加資格.....	2
5 参加条件.....	2
6-1 審査方法.....	3
6-2 評価項目.....	3
6-3 審査委員会.....	3
7 参加手続.....	4
8 審査書類の作成.....	6
9 第1次審査(書類審査).....	8
10 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング).....	8
11 契約手続等.....	9
12 その他留意事項.....	9
13 事務局.....	10

阿南中央図書館(仮称)建設工事設計業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、阿南中央図書館(仮称)建設工事設計業務を委託するにあたり、設計者の技術力、提案力等を審査し、設計業務に最も適した設計者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

阿南中央図書館(仮称)建設工事設計業務

(2) 業務内容

阿南中央図書館(仮称)建設に係る基本設計・実施設計及び阿南市市民会館除却設計等(特記仕様書(配付資料 資料1)に記載のとおり。)

(3) 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月15日まで

(4) 契約限度額

253,189,200円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

3 スケジュール

項目	日程
募集公告	令和7年5月19日(月)
質問受付	令和7年5月20日(火)から5月28日(水)まで
質問回答期日	令和7年6月4日(水)
参加申込書及び第1次審査書類提出期間	令和7年5月20日(火)から6月12日(木)まで
第1次審査(書類審査)	令和7年6月21日(土)
第1次審査結果通知	令和7年6月27日(金)
第2次審査書類提出期間	令和7年6月28日(土)から7月18日(金)まで
第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和7年7月31日(木)を予定
第2次審査結果通知	令和7年8月7日(木)を予定
業務委託契約締結	令和7年8月中旬を予定

※ 上記日程は、今後都合により変更となる可能性もある。

※ 書類等の提出締切時刻は午後5時までとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。なお、応募参加資格の確認基準日は参加申込日とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 令和7年4月1日時点で、阿南市測量、コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(平成13年阿南市要綱第2号)第5条に規定する資格の申請を行い、阿南市入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 阿南市建設業者指名停止措置要綱(平成18年3月20日)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (7) 阿南市暴力団排除条例(平成24年阿南条例第7号)に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者が暴力団員等と密接な関係を有する法人を含む。)でないこと。
- (8) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (9) 市税、県税、法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

5 参加条件

- (1) 単体企業又は設計共同企業体で参加申込書等を提出すること。ただし、設計共同企業体については次の条件を満たすこと。
 - ア 構成員は2者とし、うち1者を代表構成員とすること。
 - イ すべての構成員は本要領「4参加資格」に掲げる要件を満たしていること。
 - ウ 構成員は、単体企業若しくは他の設計共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加申込をしていないこと。
 - エ 代表構成員の出資比率は50%を超えること。
- (2) 平成27年度以降に、国又は地方自治体が発注した延床面積1,500㎡以上の図書館又は図書館部分が1,500㎡以上の延床面積を有する複合施設の新築に係る基本又は実施設計業務において、元請負又は設計共同企業体の構成員として契約を締結し、令和7年3月31日までに完了した実績を有していること。

- (3) 次のア～オに掲げる技術者を1人ずつ配置(技術者の兼任は不可)すること。なお、管理技術者は一級建築士とし、かつ、すべての技術者は、参加申込日において参加申込書の提出者との間に3か月以上の継続した直接雇用関係があること。

ア 管理技術者

イ 総合担当主任技術者

ウ 構造担当主任技術者

エ 電気設備担当主任技術者

オ 機械設備担当主任技術者

6-1 審査方法

阿南中央図書館(仮称)建設に係る設計業務受託者検討委員会において、次に掲げる審査を実施するものとする。なお、審査は非公開で行うものとし、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(1) 参加資格審査

参加申込書等により、参加資格及び参加条件を満たす者であるかどうかを審査する。審査結果は、令和7年6月27日(金)に「第1次審査結果通知書」に併記し郵送するとともに、電子メールでも通知する。

(2) 第1次審査

提出された第1次審査書類について、「阿南中央図書館(仮称)建設にかかる設計業務公募型プロポーザル評価基準」(以下、「評価基準」という。)に基づく評価を行い、優秀と認められる者を第2次審査対象者として5者選定するものとする。

審査結果は、令和7年6月27日(金)に「第1次審査結果通知書」を郵送するとともに、電子メールでも通知する。

(3) 第2次審査

第2次審査対象者による「8審査書類の作成 (2)ウ提出書類 ①課題に対する技術提案書」に基づく提案内容に係るプレゼンテーションとヒアリングを実施し、評価基準に基づく評価を行い、最優秀提案者1者、次点者1者を選定する。

審査結果は、令和7年8月7日(木)に「第2次審査結果通知書」を郵送するとともに、電子メールでも通知する。

6-2 評価項目

別に定める「阿南中央図書館(仮称)建設工事設計業務公募型プロポーザル評価基準」による。

6-3 審査委員会

阿南中央図書館(仮称)建設に係る設計業務受託者検討委員会(以下、「検討委員会」という。)において審査する。

区分	氏名	所属等
委員長	中井 孝幸	愛知工業大学 教授
委員	近藤 光男	徳島大学 名誉教授
委員	多田 豊	愛媛大学大学院 准教授
委員	幸泉 賢一郎	阿南市企画部 部長
委員	荒井 啓之	阿南市総務部 部長

7 参加手続

(1) 資料の配布

ア 配布日 令和7年5月19日(月)から

イ 配布場所 本市ホームページ(<https://www.city.anan.tokushima.jp>)に掲載する。

ウ 配布資料

- ① 実施要領
- ② 様式集
- ③ 評価基準
- ④ 業務委託契約書(案)
- ⑤ 資料1 建築・設備設計業務委託共通仕様書 建築・設備設計業務委託特記仕様書
阿南市市民会館除却設計業務委託特記仕様書
- ⑥ 資料2 阿南中央図書館(仮称)設計の基本方針
- ⑦ 資料3 阿南中央図書館(仮称)整備計画
- ⑧ 資料4 令和4年度阿南市市民会館建物等除却工事設計業務の成果物のうち成果図面の抜粋

エ その他

これまでに開催した市民ワークショップの結果や、これまでの新図書館整備検討のあゆみについては、阿南市立図書館ホームページ(<https://www.anan-lib.jp>)に掲載している。

(2) 説明会

本プロポーザルに係る説明会は実施しない。参加表明に先立ち、あらかじめ、現地視察等を自主的に行うことを妨げるものではないが、近隣の教育施設や居住者らに十分配慮して行うこととし、本市の事務局等は現地視察に立ち会わないものとする。

(3) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問を、次の通り受け付ける。

ア 受付期間

令和7年5月20日(火)から5月28日(水) 午後5時まで

イ 提出先

阿南市立那賀川図書館 ※本要領「13 事務局」参照

ウ 提出方法

質問書(様式第15号)を作成し、電子メールで提出することとし、メール送信後は事務局へ電話連絡すること。メール受領後、事務局より受領確認メールを返信する。

※5月26日(月)に質問する際は休館日のため、電話連絡は27日(火)に行うこと。

(4) 質問への回答

令和7年6月4日(水) 午後5時までに本市ホームページで公表する。

(5) 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加申込をしようとする者は、提出書類を次の通り提出すること。

ア 提出期間

令和7年5月20日(火)から6月12日(木) 午後5時まで

イ 提出先

阿南市立那賀川図書館 ※本要領「13 事務局」参照

ウ 提出書類

- ① 参加申込書(様式第1号又は様式第1-1号)
- ② 法人等概要書(様式第2号)
- ③ 市税、県税、法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税の滞納がないことを確認できる次の書類(写し可。但し、作成日から3か月以内のもの)
 - ・国税に未納がないことの証明書
 - ・本店所在地の都道府県税の未納がないことの証明書(納税証明書)
 - ・本店所在地の市町村民税の未納がないことの証明書(納税証明書)
- ④ 一級建築士事務所登録通知書の写し
- ⑤ 参加条件確認書(様式第3号)

エ 提出部数

各1部

オ 提出方法

提出先に持参(受付時間:図書館開館日の午前10時から午後5時まで)又は郵送(書留のみ可。期間内に必着のこと)にて提出すること。

※提出期間のうち、休館日については原則として持参による受付は不可であるため、図書館ホームページで休館日を確認すること。

※5月30日(金)は月末整理日(休館日)に当たるため、持参する場合は要電話連絡。

カ 第1次審査関係書類の提出

本プロポーザルにおいては、参加資格審査を第1次審査(書類審査)と併せて行うことから、参加申込書等のほか、次に示す第1次審査のために必要な書類も併せて提出すること。

8 審査書類の作成

(1) 第1次審査

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書等のほか第1次審査のために必要な書類を次の通り提出すること。なお、提出書類の作成基準日は、書類の提出日とする。

ア 提出期間

令和7年5月20日(火)から6月12日(木) 午後5時まで

イ 提出先

阿南市立那賀川図書館 ※本要領「13 事務局」参照

ウ 提出書類

- ① 業務実績調書(様式第4号)
- ② 技術者調書(様式第5号)
- ③ 配置予定技術者調書(管理技術者)(様式第6号)
- ④ 配置予定技術者調書(総合担当主任技術者)(様式第7号)
- ⑤ 配置予定技術者調書(構造担当主任技術者)(様式第8号)
- ⑥ 配置予定技術者調書(電気設備担当主任技術者)(様式第9号)
- ⑦ 配置予定技術者調書(機械設備担当主任技術者)(様式第10号)
- ⑧ 業務実施方針書(様式第11号)

エ 提出部数

提出書類①～⑦各1部、⑧は10部

オ 提出方法

提出先に持参(受付時間:図書館開館日の午前10時から午後5時まで)又は郵送(書留のみ可。期間内に必着のこと)にて提出すること。

※提出期間のうち、休館日については原則として持参による受付は不可であるため、図書館ホームページで休館日を確認すること。

カ 書類作成上の注意事項

提出書類「⑧業務実施方針書」は、文字サイズは10ポイント以上(注釈や図・表中の文字については7ポイント以上)とし、A3 横サイズで片面印刷とすること。提出できる枚数は1枚までとする。文章での表現を基本とし、イメージ図等の視覚的表現は、文章を補完する目的でのみ使用することができる。なお、視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはなく、文章の補完と認められない視覚的表現がある場合には、審査対象としないことがある。また、すべてのページに提案者を特定することができる内容(具体的な社名や組織名(社章やロゴマーク等も含む)、技術者名、過去に設計した建築物の具体的な名称、過去に受注した設計業務の具体的な名称等)の記述をしてはならない。万一、そのような記述がある場合には、審査対象としないことがある。

(2) 第2次審査のための書類提出

第1次審査結果通知書に基づき第2次審査の対象となった者は、審査書類を次の通り提出すること。なお、提出書類の作成基準日は、書類の提出日とする。

ア 提出期間

令和7年6月28日(土)から7月18日(金) 午後5時まで

イ 提出先

阿南市立那賀川図書館 ※本要領「13 事務局」参照

ウ 提出書類

- ① 課題に対する技術提案書(様式第12号)
- ② 概算事業費見積書(様式第13号)
- ③ 設計業務見積書(様式第14号)

エ 提出部数

提出書類は10部、電子データを収録したCD又はDVDは1部

オ 提出方法

提出先に持参(受付時間:図書館開館日の午前10時から午後5時まで)又は郵送(書留のみ可。期間内に必着のこと)にて提出すること。

※提出期間のうち、休館日については原則として持参による受付は不可であるため、図書館ホームページで休館日を確認すること。

カ 書類作成上の注意事項

- ① すべての書類の左上に、「第1次審査結果通知書」にて通知された提案者番号を記入すること。
- ② 「①課題に対する技術提案書」は、文字サイズは10ポイント以上(注釈や図・表中の文字については7ポイント以上)とし、A3横サイズで片面印刷とすること。提出できる枚数は、課題ごとにそれぞれ1枚までとする。文章での表現を基本とし、イメージ図等の視覚的表現は、文章を補完する目的でのみ使用することができる。なお、視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはなく、文章の補完と認められない視覚的表現がある場合には、審査対象としないことがある。また、すべてのページに提案者を特定することができる内容(具体的な社名や組織名(社章やロゴマーク等も含む)、技術者名、過去に設計した建築物の具体的な名称、過去に受注した設計業務の具体的な名称等)の記述をしてはならない。万一、そのような記述がある場合には、審査対象としないことがある。

キ 課題について

課題については次の1～4とする。

課題No.	課題項目	課題の内容
1	図書館整備に関する基本コンセプト	阿南中央図書館（仮称）整備計画を実現するための基本コンセプトについて
2	建築計画に関する提案	現時点で想定している建築物に関する配置案、諸室の配置・構成案、空間形成案について
3	施設整備に関する提案	現時点で想定している施設整備における工法案、ZEBReadyを念頭にした設備計画案及び将来における適切な維持管理手法やコストについて
4	まちづくり等に関する提案	『まちづくりとの連携』（P35）及び、複合機能について

9 第1次審査(書類審査)

本プロポーザル参加表明者より提出された審査書類について、評価基準に基づき審査を実施する。審査は非公開で行い、審査結果は、令和7年6月27日(金)に「第1次審査結果通知書」を郵送するとともに、電子メールでも通知する。

10 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

第2次審査対象者による提出書類「①課題に対する技術提案書」に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を次の通り実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。

(1) 実施日

令和7年7月31日(木)（予定）

(2) 実施場所 阿南市役所3階 303 会議室(予定)

(3) プレゼンテーション

ア 1者につき説明時間は準備時間を含め30分以内とする。

イ 説明者は5名以内とする。

ウ PC は、説明者側にて持参するものとする。(スクリーン及びプロジェクターは主催者側で用意する。)

エ 提出のあった「①課題に対する技術提案書」以外の資料や模型等を新たに用意することはできないものとする。

オ 提案者名は伏せたままプレゼンテーションを行うものとし、提案者を特定することができるような説明・発言等をしてはならない。

(4) ヒアリング

ア プレゼンテーション終了後、検討委員会委員から説明内容に関するヒアリングを行う。

イ ヒアリングは20分程度とする。

ウ 原則として、プレゼンテーションの内容についてヒアリングを行うものとするが、このほかに、今回の提案に関連すること全般についてヒアリングする可能性がある。

(5) その他

ア 開始時刻やプレゼンテーションの順番等の詳細については、実施日の1週間前までに別途通知する。

イ 指定されたプレゼンテーションの開始時刻までに会場に到着していない場合は失格となる。ただし、交通機関等の事故等、やむを得ない理由があると検討委員会が認めた場合には、この限りではない。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合についても失格となる。

11 契約手続き等

(1) 契約予定者

すべての審査が完了し、最優秀提案者の選定をした後、本市において最優秀提案者に対し本業務における契約予定者の決定を行う。

(2) 仕様書の確定

契約を締結するにあたり、実施する業務の内容等については特記仕様書(配布資料 資料1)によるものとするが、第2次審査において提案された内容を踏まえ、市は契約予定者との協議を行い、仕様書を確定させるものとする。

(3) 契約の締結

仕様書が確定した後、市は契約予定者から見積書を徴取し、見積金額が第2次審査において提出のあった設計業務見積書(様式第14号)に記載された金額の範囲内であれば、本市の事務手続きを経た上で、随意契約により契約を締結する。

(4) 契約の無効

契約締結後であっても、本プロポーザルの公告以後、すべての審査が完了するまでの間に、本要領「12 (1)失格事項」に該当していたことが判明した場合には、当該契約を無効とし、違約金を請求する場合がある。

(5) その他

契約を締結するまでの間に契約予定者が本要領「4 参加資格」を満たさなくなった場合、当該契約予定者との契約の締結は行わず、同時に契約予定者はその資格を失う。

なお、最優秀提案者と契約の締結が行われなかった場合、次点者の提案内容について、検討委員会において再度審査を行い、その結果を参考に本市において最終決定を行う。

12 その他留意事項

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は失格とする。

ア 参加資格審査に合格した後、すべての審査が完了するまでの間に本要領「4 参加資格」及び「5 参加条件」を満たさなくなった場合。

- イ 提出書類に虚偽の記載、または重大な不備があった場合。
- ウ 本要領に示す提出期日、提出場所、提出方法等を守らなかった場合。
- エ 本プロポーザルの公告以後、すべての審査が完了するまでの間に、参加者が本業務に関して、検討委員会委員や市職員等の関係者との接触を持ち、自己に有利となるような働きかけ、又は他の参加者を不利にするような働きかけ等を行った場合。
- オ 第2次審査において提出した「②概算事業費見積書」「③設計業務見積書」の見積金額が契約限度額を超過している場合。
- カ その他、本要領に違反する等、検討委員会が本プロポーザルの参加者として不適格と認めた場合。

(2) 費用負担

本業務の応募に関するすべての書類作成及び提案に要する費用は参加者の負担とする。

(3) 提出書類の修正・変更、再提出

一度提出した書類等の修正・変更、再提出はできないものとする。また、提出された書類等については、理由の如何にかかわらず返却しない。

(4) 参加辞退

参加申込書の提出後、すべての審査が完了するまでの間に、参加を辞退しようとする場合には、参加辞退届(様式第16号)によりその旨を届け出るものとする。

(5) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用するものとする。

(6) 著作権

提出された書類の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、本業務の公表及びその他本市が必要と認める場合は、提案者と協議のうえ、内容の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

(7) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

(8) 契約

契約内容等については、「7参加手続 (1)資料の配布 ウ配布資料 ④契約書(案)」を参照するものとする。

13 事務局

教育委員会教育部

阿南市立那賀川図書館

〒779-1235

徳島県阿南市那賀川町苅屋 308-1

TEL 0884-42-3111

FAX 0884-42-3299

E-mail : nakagawa-tosho@anan.i-tokushima.jp